

不正行為を行った研究者に対する措置について

不正行為に関与した研究者や不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等に責任を負うと認定された研究者については、不正行為の程度等により、下表のとおり科研費への応募資格が制限されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

【応募資格の制限】

不正行為の関与に係る分類			学術的・社会的影響度、 行為の悪質性と除外期間
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	5～7年 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの
			3～5年 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの
		上記以外の著者	2～3年
	ウ) ア)及びイ)を除く不正行為に関与した者		2～3年
	不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者		2～3年 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの
		1～2年 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	

— 当該資金の返還について —

不正行為が認められた研究課題については、必要に応じ、**当該研究費の全部又は一部の返還**を求めることがあります。

— 不正事案の公表について —

研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を日本学術振興会のHPにおいて公表**します。

また、**文部科学省HPに特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が行われたと確認された事案について、その概要及び研究・配分機関における対応などを一覧化して公開**しています。

お問い合わせ

相談窓口

教務部学術研究支援課

TEL 03-5481-3306

FAX 03-5481-5601

E-mail : kenkyu@kokushikan.ac.jp

告発等の受付窓口

監査室

TEL 03-5481-3118

FAX 03-3413-7420

E-mail : kansashitsu@kokushikan.ac.jp

国士舘大学ホームページ内、
「不正防止の取り組み」
をご覧ください。

<https://www.kokushikan.ac.jp/education/activity/prevent/>



研究費の正しい使い方

国士舘大学の研究活動における管理・運営体制について

国士舘大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、適正に管理・運営する体制を定めています。

— 学内関連規程等 —

- 国士舘大学研究者等行動規範
- 国士舘大学における研究不正防止に関する基本方針
- 研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程
- 研究費の管理・運営に関する規程
- 公的研究費使用ハンドブック〈研究費運用基準〉
- 学校法人国士舘安全保障輸出管理規程

もし不正行為が認定されたら？ ～科研費の場合～

研究者氏名、所属研究機関名、不正行為の内容等が日本学術振興会のホームページに公表されるとともに、研究費の返還、研究費の応募に対する制限措置を課されます。これは研究者・所属研究機関双方の信用を著しく毀損することにも繋がり、絶対に避けなければなりません。



— 発生要因 —

● 研究に使用していた研究施設が遠方にあり、学生の研究活動に要する交通費負担が大きかった。また、必要な消耗品等は施設近辺で購入し、すぐに使用する必要があったため、検収を受けづらく、管理負担が大きかった。こうした学生の負担を軽減するため、当該教員は、機動的な資金を確保する動機を持つに至った。

①研究倫理・コンプライアンス教育の徹底

毎年実施している説明会の他、学内に倫理観や行動規範に関するポスターを掲示し、さらなる啓発の実施を行う。

②臨時職員の勤務状況確認の徹底

毎月実施している勤務時間や勤務内容の確認を引き続き実施したうえで、臨時職員の勤務実態を抜き打ちで確認する等の牽制プロセスを導入し、再発防止に向けたチェック体制を強化。

■研究費不正、規則違反、ならびにハラスメント等が認められたことにより、8月7日付で諭旨退職処分とした。9月26日にHPに公表（氏名公表あり）



— 調查結果 —

■令和4年11月24日、上級主任研究員の論文の図に改ざん等の疑義がある旨告発があり、予備調査を行った結果、本調査を行うこととし、調査委員会を設置。本調査の結果、論文42編の捏造、改ざん、うち2編に不適切なオーサーシップが行われたと認定した。

— 調查結果 —

■論文42編について、図のスケールバーを実際より長くあるいは短く示す、1枚の電子顕微鏡写真の一部分を切り出し別の構造物の写真として示す等の不正行為が確認されたことから、上級主任研究員による捏造、改ざんを認定した。また、捏造、改ざんを認定した論文のうち2編について、投稿前に共著者の了解を得ずに論文を投稿したことから、上級主任研究員による不適切なオーサiershipを認定した。一部論文の責任著者であった名誉サーチャー及び副研究部門長について、不正行為には関与していないものの、上級主任研究員に対する指導・管理責任があったと判断した。

■論文記載データの保存の徹底と上長等の確認による研究データの保存・管理の強化。

■研究者がわきまえるべき基本的な注意義務を再確認し、徹底するための予防倫理的な研究倫理教育の継続、より良い研究を推進するための志向倫理的な観点での倫理教育、研修の拡充。

■論文等の投稿前の確認項目として、共著者に投稿する旨の連絡を行うことを追加し、著者全員の事前了承を徹底。

■上級主任研究員へは科研費経費の返還及び申請・参加資格の制限措置（10年間）、名誉リサーチャーには1年間の制限措置を講じた。

[illegible]

不正使用や不正受給を行った者及びそれに共謀した者や善管注意義務に違反した者については、不正の程度により、下表のとおり科研費への応募資格制限が課せられます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

【応募資格の制限】

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、 10年
	私的流用以外で ①：社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、 5年 ②：①及び③以外の場合、 2～4年 ③：社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、 1年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年
善管注意義務違反を行った研究者	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

不正使用が認められた研究課題については、**当該研究費の全部又は一部の返還**を求めます。

研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を日本学術振興会のHPにおいて公表**します。

また、**文部科学省のHPに不正使用・不正受給事案、配分機関の措置状況を掲載**しています。